

特定施設のしおり

騒音規制法

【 騒音規制法にもとづく特定施設（騒音規制法施行令別表第1）の設置・変更等をする場合、次の手続きが必要です。 】

1 特定施設設置届

工場または事業場に騒音規制法施行令別表第1に掲げる特定施設を設置しようとするとき、工事開始の30日前に届出の必要があります。

2 特定施設の種類の数変更届

工場または事業場で以前に届出をした特定施設の数、または種類を変更しようとするとき、工事開始の30日前に届出の必要があります。（ただし、特定施設の種類の数を減少する場合及び届出た数の2倍以内に増加する場合を除く。）

3 騒音の防止の方法変更届

工場又は事業場内で以前に届出をした騒音の防止の方法を変更しようとするとき、工事開始の30日前に届出の必要があります。

4 氏名等変更届

特定施設設置届出者の氏名、名称、住所、工場または事業場の名称、所在地の変更があったときは、変更後の30日以内に届出の必要があります。

5 特定施設使用全廃届

工場または事業場で使用されている特定施設を全廃したときは、全廃後30日以内に届出の必要があります。

6 承継届

工場または事業場を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割をしたときは、承継後30日以内に届出の必要があります。

騒音規制法にもとづく特定施設（騒音規制法施行令別表第1）

1 金属加工機械

- イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
- ロ 製管機械
- ハ ペンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
- ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ 機械プレス（呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。）
- ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーミングマシーン
- リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。）
- ヌ タンブラー
- ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

2 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

4 織機（原動機を用いるものに限る。）

5 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
- ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）

6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

7 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- ホ 丸のこ盤（同 上）
- ヘ かなな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）

8 抄紙機

9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

10 合成樹脂用射出成形機

11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

騒音規制法の規定にもとづく特定工場等の規制基準

工場または事業場から発生する騒音を規制するため、その敷地の境界線における騒音の大きさの許容限度が次のように決められています。

(平成15年3月18日 千代田区告示第26号)

区域の区分		時間の区分			
種別	該当地域	音 量 基 準 (単位：デシベル)			
第1種区域	①第1種低層住居専用地域	6～8時	8～19時	19～23時	23～6時
	②第2種低層住居専用地域				
	①、②に掲げる地域に接する地先及び水面	40dB	45dB	40dB	40dB
第2種区域	①第1種中高層住居専用地域 (第1種区域に該当する区域を除く。)	6～8時	8～19時	19～23時	23～6時
	②第2種中高層住居専用地域				
	③第1種住居地域				
	④第2種住居地域				
	⑤準住居地域	45dB	50dB	45dB	45dB
	⑥第1特別地域(注1)				
	⑦用途地域として定められていない地域 (第1種区域、第3種区域及び第4種区域に該当する区域を除く地域)				
第3種区域	①近隣商業地域	6～8時	8～20時	20～23時	23～6時
	(第1特別地域に該当する地域を除く地域)				
	②商業地域及び準工業地域 (第1特別地域に該当する地域を除く地域)	55dB	60dB	55dB	50dB
	③第2特別地域(注2)				
第4種区域	①～③に掲げる地域に接する地先及び水面				
	①工業地域	6～8時	8～20時	20～23時	23～6時
	(第1特別地域及び第2特別地域に該当する地域を除く)	60dB	70dB	60dB	55dB
	①に掲げる地域に接する地先及び水面				

ただし、第2種、第3種並びに第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

注1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1種区域に接する地域であって第1種区域の周囲30メートル以内の地域

注2 工業地域(第1特別地域に該当する地域を除く。)のうち第2種区域(第1特別地域を除く。)に接する地域であって第2種区域の周囲30メートル以内の地域

振動規制法

振動規制法にもとづく特定施設（振動規制法施行令別表第1）の設置・変更等をする場合、次の手続きが必要です。

1 特定施設設置届

工場または事業場に振動規制法施行令別表第1に掲げる特定施設を設置しようとするとき、工事開始の30日前に届出の必要があります。

2 特定施設の種類の数及び能力ごとの数（a）特定施設の使用の方法（b）変更届

工場または事業場で以前に届出をした上記の事項を変更しようとするとき、工事開始の30日前に届出の必要があります。（ただし、（a）については種類及び能力ごとの数の増加がない場合、（b）については特定施設の使用開始時刻の繰上げ及び使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）

3 振動の防止の方法変更届

工場又は事業場内で以前に届出をした振動の防止の方法を変更しようとするとき、工事開始の30日前に届出の必要があります。

4 氏名等変更届

特定施設設置届出者の氏名、名称、住所、工場または事業場の名称、所在地の変更があったときは、変更後の30日以内に届出の必要があります。

5 特定施設使用全廃届

工場または事業場で使用されている特定施設を全廃したときは、全廃後30日以内に届出の必要があります。

6 承継届

工場または事業場を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割をしたときは、承継後30日以内に届出の必要があります。

振動規制法にもとづく特定施設（振動規制法施行令別表第1）

1 金属加工機械

イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ロ 機械プレス

ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）

ニ 鍛造機

ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）

2 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る）

注 冷凍機用を除く。

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

4 織 機（原動機を用いるものに限る。）

5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）

6 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）

9 合成樹脂用射出成形機

10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

振動規制法の規定にもとづく特定工場等の規制基準

工場または事業場から発生する振動を規制するため、その敷地の境界線における振動の大きさの許容限度が次のように決められています。

(平成15年3月18日 千代田区告示第30号)

区域の区分		時間の区分	
種別	該当地域	振 動 基 準 (単位：デシベル)	
第1種区域	①第1種低層住居専用地域 ②第2種低層住居専用地域 ③第1種中高層住居専用地域 ④第2種中高層住居専用地域 ⑤第1種住居地域 ⑥第2種住居地域 ⑦準住居地域 ⑧用途地域として定められていない地域 (第2種区域に該当する区域を除く。)	8～19時	19～8時
		60dB	55dB
第2種区域	①近隣商業地域 ②商業地域 ③準工業地域 ④工業地域 ①～④に接する地先及び水面	8～20時	20～8時
		65dB	60dB

ただし、上記区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

届出先・問合せ	千代田区環境まちづくり部環境政策課公害指導係 〒102-8868 千代田区九段南1-2-1 TEL 03-5211-4254 (直通)
---------	---

なくそう公害

みんなの力で